

東大阪市公告第 159 号

次に記載の者はその住所などが明らかでないため、送達すべき書類を送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により公告する。当該書類は、本市市民生活部医療保険室保険料課において保管し、該当者が申出をしたときは、いつでも交付する。

なお、該当者の申出のなかったときは、高齢者の医療の確保に関する法律第 112 条において準用する地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、令和 8 年 8 月 21 日に当該書類の送達があったものとみなされます。

令和 8 年 8 月 14 日

東大阪市長 野 田 義 和

該 当 者 (送達を受けるべき者)	氏 名 (名 称)	大島 義夫
送達すべき書類を特定するために必要な情報	令和 8 年度後期高齢者医療保険料関係書類 (令和 8 年度：東大阪市保第 1634 号)	